

別表第1 補助事業（第3条第1項関係）

補助事業	<p>(1) 高効率設備導入事業          県内の事業所に、次の各号に掲げる高効率設備を導入する事業</p> <p>ア 高効率空調機器          イ 高機能換気設備          ウ 高効率照明機器          エ 高効率給湯機器          オ コージェネレーションシステム</p> <p>(2) 太陽光発電設備導入事業（自己所有に限る。）          県内の事業所に太陽光発電設備を導入する事業</p>
補助事業の要件	<p>(1) 共通要件</p> <p>ア 支援機関の支援の下、専門家による省エネ診断等により温室効果ガス排出量を自ら把握するとともに、その削減計画を策定すること。</p> <p>イ 本補助金のほか、法律又は予算制度に基づき国の負担又は補助を得て実施するものでないこと。</p> <p>ウ 導入する設備を事業所内（敷地内等に限る。）に設置すること。</p> <p>エ 法定耐用年数を経過するまでの間、交付対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果について、J-クレジット制度への登録を行わないこと。</p> <p>オ 法定耐用年数を経過するまでの間、補助の目的に沿って設備を活用できる見込みがあること。</p> <p>(2) 高効率設備導入事業          次の各号に掲げる設備のいずれかを導入する事業であって、それぞれ次に定める要件を満たすものであること。</p> <p>ア 高効率空調機器          従来の空調機器等に対して30%以上の省CO<sub>2</sub>効果が得られるものであること。</p> <p>イ 高機能換気設備          平時に活用するものであって、次の各号の要件を全て満たすこと。</p> <p>(ア) 全熱交換器（JIS B 8628に規定されるもの）であること。          (イ) 必要換気量（1人当たり毎時30m<sup>3</sup>以上※）を確保すること。          (ウ) 熱交換率40%以上（JIS B 8639で規定）であること。</p> <p>※ 建築物の構造上、一人あたり毎時30m<sup>3</sup>を満たすことが難しい場合は、当該建築物に合致する最大の換気量で設計すること。「換気の悪い密閉空間」を改善するための方法や、必要換気量については、「商業施設等における「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気について」（令和2年3月30日厚生労働省）を確認すること。</p> <p>ウ 高効率照明機器          調光制御機能※を有するLEDであること。</p> <p>※ 調光制御機能とは、以下のいずれかの機能を指す。</p> <p>① スケジュール制御（予め設定したタイムスケジュールに従い、個別回路、グループ化又はパターン化した回路を自動的に点滅又は調光制御する機能）</p> <p>② 明るさセンサによる一定照度制御（明るさセンサからの信号により、予め設定した照度に調光制御する機能）</p> <p>③ 在/不在調光制御（人感センサ又は微動検知人感センサからの信号により、予め設定した個別回路を点滅又は調光制御する機能）</p>

エ 高効率給湯機器  
従来の給湯機器等に対して 30%以上の省 CO<sub>2</sub> 効果が得られるものであること。

オ コージェネレーションシステム  
都市ガス、天然ガス、LPG、バイオガス等を燃料とし、エンジン、タービン等により発電するとともに、熱交換を行う機能を有する熱電併給型動力発生装置又は燃料電池であること。温泉付随ガスを燃料とする場合は、温泉法第 14 条の 2 の規定による温泉の採取の許可を受け、又は同法第 14 条の 5 の規定による可燃性天然ガスの濃度についての確認を受けて採取されているものであること。

(3) 太陽光発電設備導入事業（自己所有に限る。）

高効率設備導入事業と併せて実施するものであって、次に定める要件を満たすものであること。

ア 未使用の太陽光発電設備（100kW 以下）であること。

イ 本事業により導入する太陽光発電設備で発電する電力量を全て自家消費すること。

ウ 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号。以下「再エネ特措法」という。）に基づく FIT 又は FIP の認定を取得しないこと。

エ 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 2 条第 1 項第 5 号ロに定める接続供給（自己託送）を行わないこと。

オ 発電量を計測する機器を備えること。

カ 再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」（資源エネルギー庁）及び「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」（資源エネルギー庁）に定める次の事項を含む遵守事項等に準拠して事業を実施すること（ただし、専ら FIT 又は FIP の認定を受けた者に対するものを除く。）。

(ア) 地域住民及び地域の自治体と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施するよう努めること。

(イ) 関係法令及び条例の規定に従い、土地開発等の設計・施工を行うこと。

(ウ) 防災、環境保全及び景観保全を考慮し、交付対象設備の設計を行うよう努めること。

(エ) 一の場所において、設備を複数の設備に分割したものでないこと。詳細は、「再生可能エネルギー発電事業計画における再生可能エネルギー発電設備の設置場所について」（資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課再生可能エネルギー推進室）を参照すること。

(オ) 20kW 以上の太陽光発電設備の場合は、発電設備を囲う柵塀を設置するとともに、柵塀等の外側の見えやすい場所に標識（交付対象事業者の名称、代表者氏名、住所、連絡先電話番号、保守点検責任者の名称、氏名、住所、連絡先電話番号、運転開始年月日、本補助金により設置した旨を記載したもの）を掲示すること。ただし、「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」に記載する例外を除く。

(カ) 電気事業法の規定に基づく技術基準適合義務、立入検査及び報告徴収に対応するため、発電設備の設計図書や竣工試験データを含む完成図書を作成し、適切な方法で管理及び保存すること。

(キ) 設備の設置後、適切な保守点検及び維持管理を実施すること。

(ク) 防災、環境保全及び景観保全の観点から、計画段階で予期しなかった問題が生じた場合は、適切な対策を講じ、災害防止、自然環境の保全及

	<p>び近隣への配慮を行うよう努めること。</p> <p>(ケ) 交付対象設備を処分する際は、関係法令（立地する自治体の条例を含む。）の規定を遵守すること。</p> <p>(コ) 10kW以上の太陽光発電設備の場合は、交付対象設備の解体、撤去等に係る廃棄等費用について、「廃棄等費用積立ガイドライン」（資源エネルギー庁）を参考に必要な経費を算定し、積立等の方法により確保する計画を策定し、その計画に従い適切な経費の積立等を行い、発電事業の終了時において適切な廃棄及びリサイクルを実施すること。</p> <p>(サ) 10kW以上の太陽光発電設備の場合は、災害等による撤去及び処分に備えた火災保険、地震保険、第三者賠償保険等に加入するよう努めること。</p>
--	--